

【様式1】

第 号
令和 年 月 日

鹿児島県土地改良事業団体連合会
会長 宮路 高光 殿

利用機関
代表者 印

鹿児島県水土里情報システム利用申請書

水土里情報システム及びデータの利用について、下記のとおり利用の申請をします。

なお、利用に際しては鹿児島県水土里情報システム運用管理要領及び鹿児島県水土里情報システム運用管理利用基準を遵守します。

記

1. 利用機関情報 下記項目をご記入ください。

利用機関名			
代表者名	役職		氏名
住所	〒		
担当部課名			
利用機関責任者	役職		氏名
担当者名	役職		氏名
電話番号		FAX番号	
E-mailアドレス			

2. 利用形態（希望する利用形態について○を記入してください。）

チェック	利用形態	必要書類
	水土里 Map サーバー（A）	様式-2-1, 様式-4, 第三者システム利用の場合：契約書の写し, 画面コピー
	MK-Maps 閲覧版（B）	様式-2-2, 様式-4
	MK-Maps (Mapサーバ含)（C）	様式-2-3, 様式-4
<input checked="" type="radio"/>	MK-Maps (改良区閲覧用)（D）	様式-2-4, 様式-4
	MK-クラウド (Mapサーバ含)	様式-2-3, 様式-4

3. 利用範囲（利用する市町村名を記入してください。） ※市町村名は現市町村名

市町村名	
------	--

4. 利用目的（複数回答可）該当項目にチェックをご記入ください。

- 補助事業受益地管理 資源保全対策 統計情報の管理 事業管理・推進
- 農業水利ストック情報と連携 防疫・鳥獣害・病虫害対策 事業完了地区履歴 耕地台帳の管理
- 災害対策支援 ハザードマップ 農道台帳・集排台帳管理 多面的機能支払交付金支援
- 農村環境マップ 中山間直接支払制度管理 農村地域防犯システム策定支援
- 農地売買・賃借支援 生産調整支援 賦課金管理 作業受委託支援 農地流動化推進
- 堆肥流通支援 農地基本台帳管理 集落営農推進 水管理計画策定支援
- 土地改良区台帳管理 施設・受益地管理支援 飼料稲流通支援
- 農業資材・機械リース支援 トレーサビリティ支援 営農台帳管理 農業共済業務支援

その他：

鹿児島県水土里情報データ利用内容報告書

(MK-Maps土地改良区閲覧用 Dタイプ)

MK-Maps土地改良区閲覧用の利用について、下記のとおり利用内容の報告をします。

記

1. 利用内容

閲覧事務所	土改連 事務所・支部名をご記入ください。
利用内容	
利用目的・内容 (詳しく)	利用目的をご記入ください。

2. 利用対象市町村名

※市町村名は、現市町村名を記入して下さい。

利 用 対 象 市 町 村 名	
--------------------	--

【様式4】

鹿児島県土地改良事業団体連合会
会長 宮路 高光 殿

年	月	日
利用機関名		印
代表者		

同意書

水土里情報データの利用について、下記規約を厳守しデータ利用することについて同意します。

鹿児島県水土里情報データの利用に関する規約

- (趣旨)
第1条 この規約は、鹿児島県土地改良事業団体連合会（以下「甲」という。）が所有する水土里情報データの利用に際し、必要な事項を定める。
- (定義)
第2条 当該規約の対象とするものは、甲が管理する水土里情報データとし、鹿児島県水土里情報推進協議会の会員とする。
2 水土里情報データ（以下、「本データ」という。）とは、水土里情報利活用促進事業で整備された、オルソ画像・農地筆・耕区・農道・用排水路施設図の地図情報及び農地情報のデータをいう。
- (著作権等)
第3条 本データの著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）および工業所有権等の知的財産権その他権利、権限は、本会が有するものとする。なお、印刷物、複製物および二次著作物等の要件その他取扱いについては、本会と協議の上決定するものとする。
- (利用方法)
第4条 利用機関（以下「乙」という。）が申請書の利用目的を達成するために、当該データを第三者のシステムにて利用する場合には、第三者の同意も併記の上、添付しなければならない。
- (利用要件)
第5条 本データの利用要件を以下の規定に定めによるものとする。
2 本データの利用においては、鹿児島県水土里情報システム運用管理要領及び鹿児島県水土里情報システム運用管理利用基準を遵守すること。
3 本データを営利目的には利用できない。また、本データを管理責任者が認めた申請内容以外の目的・使用形態に利用してはならない。使用目的・形態が変更になった場合は、その旨を必ず通知しなければならない。
4 本データは、申請のあった担当部署内のみにおいて使用することができる。
5 本データに関し、複製行為、譲渡及び貸与・販売する行為、イントラネット、インターネット等を通じて、不特定多数または多数の公衆に送信する行為、販売を目的とする刊行物への掲載、二次的著作物の作成行為はできないものとする。
6 データ提供を「鹿児島県土地改良事業団体連合会」から受けている旨を印刷ページ内、運用システム内に表示する。
7 前項の規約に違反した場合は、水土里情報データの利用を直ちに取り消すものとする。
8 利用者が本データの利用ができなかったことに関して、利用機関またはその他第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとする。
- (本データの返還)
第6条 乙は本データの利用取り消しを受けた場合は、甲の指示に従い本データ、及びその複製物を削除・消去・廃棄・返還しなければならない。
- (利用責任)
第7条 乙が本データの利用に際し被った不利益については、甲は一切その責を負わない。なお、本データの利用に際し、乙の故意又は瑕疵により甲に損害を与えた場合は、甲は乙に損害賠償の請求ができるものとする。
- (その他)
第8条 当該規約に記載されていない事項については、甲、乙との協議の上定めるものとする。

「鹿児島県水土里情報データの利用に関する規約」を厳守し、データを利用することに承諾します。

第三者

住所
機関名
責任者

ご記入は不要です。

印